

第 1 章 EU の SPS・TBT 措置について

牧野 竹男

1. はじめに

SPS 措置及び TBT 措置は、それぞれ、「Sanitary and Phytosanitary Measures（衛生植物検疫措置）」及び「Technical Barriers to Trade（貿易の技術的障害（いわゆる、製品の基準（スタンダード）認証））」に関して取られる措置のことを指し、国際貿易上、関税等の貿易措置と同等以上の貿易制限的な効果を有するため、しばしば、貿易紛争の原因となってきた。一方、EU は、過去、ホルモン牛肉や遺伝子組換え（GM）作物の問題が国際的な貿易紛争にまで発展した当事国であり、その SPS・TBT 措置については、現時点でも、諸外国から様々な問題が指摘されている。このため、我が国としても、その動向を注視し、問題の所在について分析しつつ、その内容を適切に理解しておくことが重要である。

以上を踏まえ、本稿では、まず、EU において、食品規制の制度及び体制が整備された背景につき整理した上で、諸外国が問題にしている主な SPS・TBT 措置についての概要をとりまとめた。また、最後に、本稿で取り上げた EU の SPS・TBT 措置についての考察を試みている。

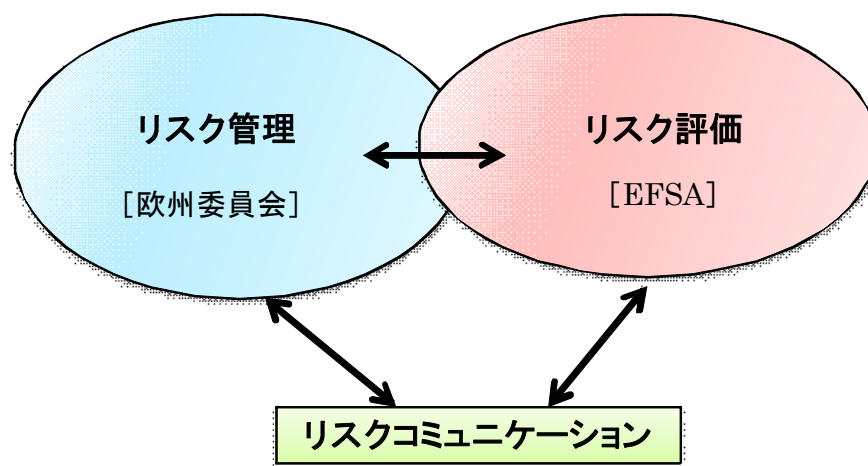
2. EU の食品規制

（1）背景及び体制

EU では、1990 年代の狂牛病（BSE）やダイオキシン汚染飼料の発生等、食品の安全性に関連して相次いで発生した危機的事態を契機として、食品安全行政に関する見直しの機運が高まり¹、域内で生産段階から消費段階「from farm to fork」までに適用される食品安全規制の必要性が認識された（European Commission 2004）。こうした状況の中で、2002 年 1 月に「一般食品法」（EC 規則 178/2002）が制定され、また同法に基づき、食品安全に関するリスク評価機関である欧州食品科学機関（EFSA）（以後、EU の組織名等の邦訳は、極力、立川（2005）に従う。）が設置されることとなった。

一般食品法では、食品安全に係る措置は、科学的見地に則り、リスク分析に基づき取ることとされている。このリスク分析は、概念上、リスク評価、リスク管理及びリスク・コミュニケーションという 3 つの要素で構成されている（第 1 図）。

以下、ドイツ連邦リスク評価機関が発行した「食品アルマナック 2009」（BfR-Press Office 2009）に記載されている内容に基づき、EU のリスク分析の考え方及び体制を概説する。



[消費者及びその他利害関係者(企業・NGO・学会等)]

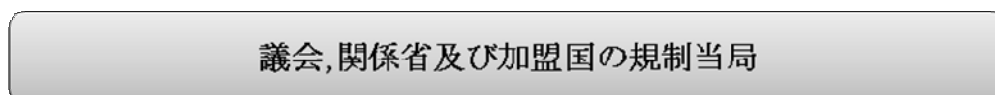
第 1 図 EU の食品安全性に関するリスク分析の概念図

出所：BfR-Press(2009).

EUレベル

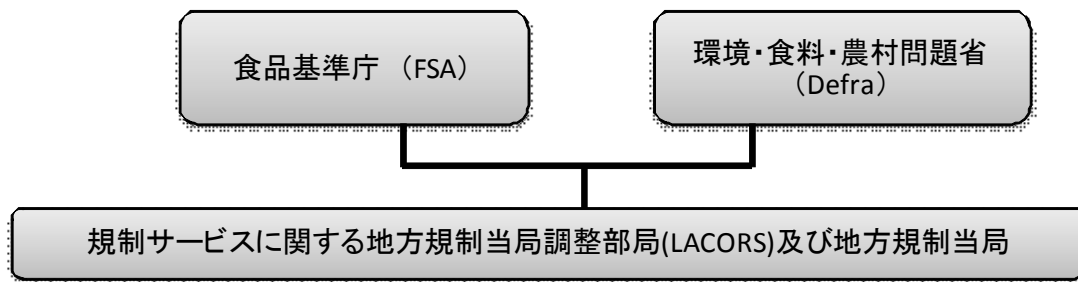
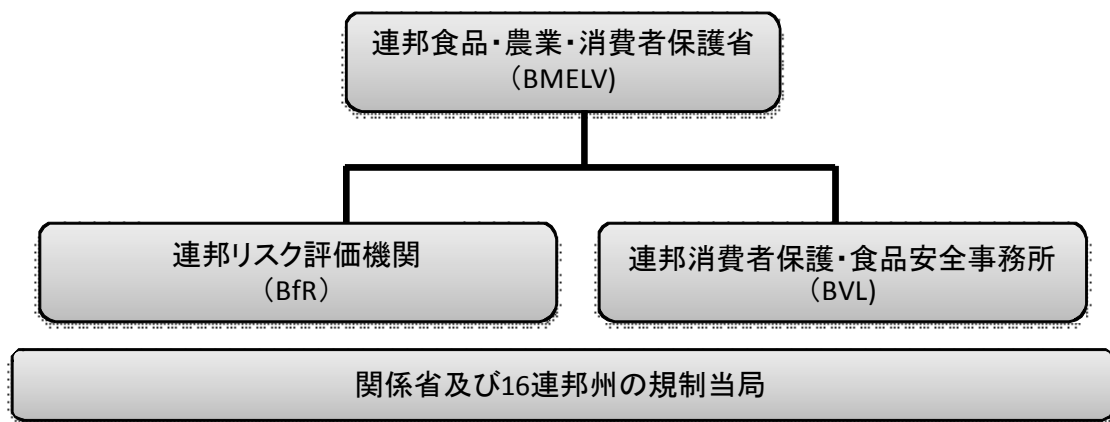
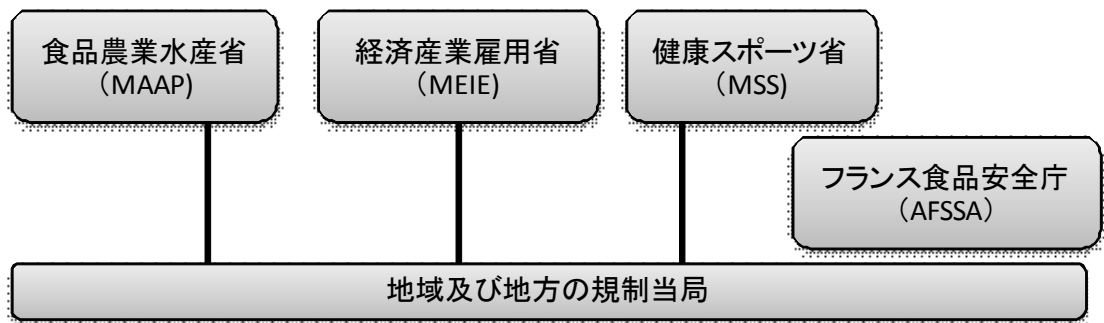


加盟国レベル



第 2 図 EU の食品安全係組織

出所：BfR-Press(2009).



第3図 加盟国レベルの食品安全に関する分析体制

出所：BfR・Press(2009)。

リスク分析は、まず、科学的手法を用いたリスクの推定（リスク評価）に始まる。続いて、リスク管理者がリスク管理措置を決定する。これは、科学的なリスク評価に加えて、提案された措置の適合性や有効性を評価する際に、例えば、社会的側面や経済的側面を考慮するものである。他方、消費者は、製品について十分な情報が得られている場合のみ、その製品の購入に際し、他に依存せずに意志決定がなされ得る。このため、透明性を有するリスク・コミュニケーションが不可欠となる。また、このリスク・コミュニケーションには、他の利害関係者、例えば、科学的社会（scientific society）、政治的意志決定者、企業及び NGO 等との意見交換や情報交換も含まれる。このようにして、食品安全に関する情報が、公衆に対し、最大限、適切な形態で利用可能となるのである。

食品安全を規制する組織は、第 2 図のとおりであり、欧州レベルと加盟国レベルの二重構造となっている上、欧州レベルにおいても、措置の実施に際しての最終的な意志決定は、複数の組織（図では 6 つの組織）の関与の下に実施されている。このうち、上記のリスク分析の 3 つの構成要素のうちのリスク評価は EFSA が実施し、リスク管理は、欧州委員会において実施される。また、リスク・コミュニケーションは、EFSA 及び欧州委員会がそれぞれ実施することとされている。欧州レベルで決定された措置は、更に、各加盟国において検討に付され、リスク分析が実施されているが、その実施体制は各国毎にさまざまである（仏独英の実施体制は、第 3 図のとおり。）

なお、EU では、食品の安全性に関わる措置の決定に際し、予防原則（precautionary principle）の考え方が重視されている点にも留意する必要がある。この考え方は、当初、環境政策に関連して導入され、国際レベルでは、1982 年の国連の世界自然憲章で、初めて認識され、また、1992 年の国連環境開発会議のリオ宣言でも考慮されている（同宣言第 15 原則）（Commission of the European Communities 2000）。EU も、当初は、予防原則を環境政策に関連した概念として、1992 年のマーストリヒト条約（第 174 条 2）の中で、汚染者負担原則とともに導入・条文化しており、これは、現行の欧州連合の機能に関する条約（TFEU）にも引き継がれている（同 191 条）（TFEU については、（2）を参照のこと）。一方、予防原則の食品安全への適用は、英国での BSE の発生を契機としており、1996 年の欧州裁判所の BSE に関する判決で、予防原則を人の健康の問題にも拡大する意向が示されている（Vos 2000）。予防原則についての統一的な定義は無いとされているが、Vos (2000)は、「損害の影響との因果関係に関して、強力な科学的証拠が欠如している場合でも、規制当局が、ある程度のリスクを回避するための措置を採択することを許容される状況」と定義づけている。

（2） リスボン条約の発効に伴う手続きの改訂

2009 年 12 月のリスボン条約の発効による EU の制度の主な改正点は、「意思決定

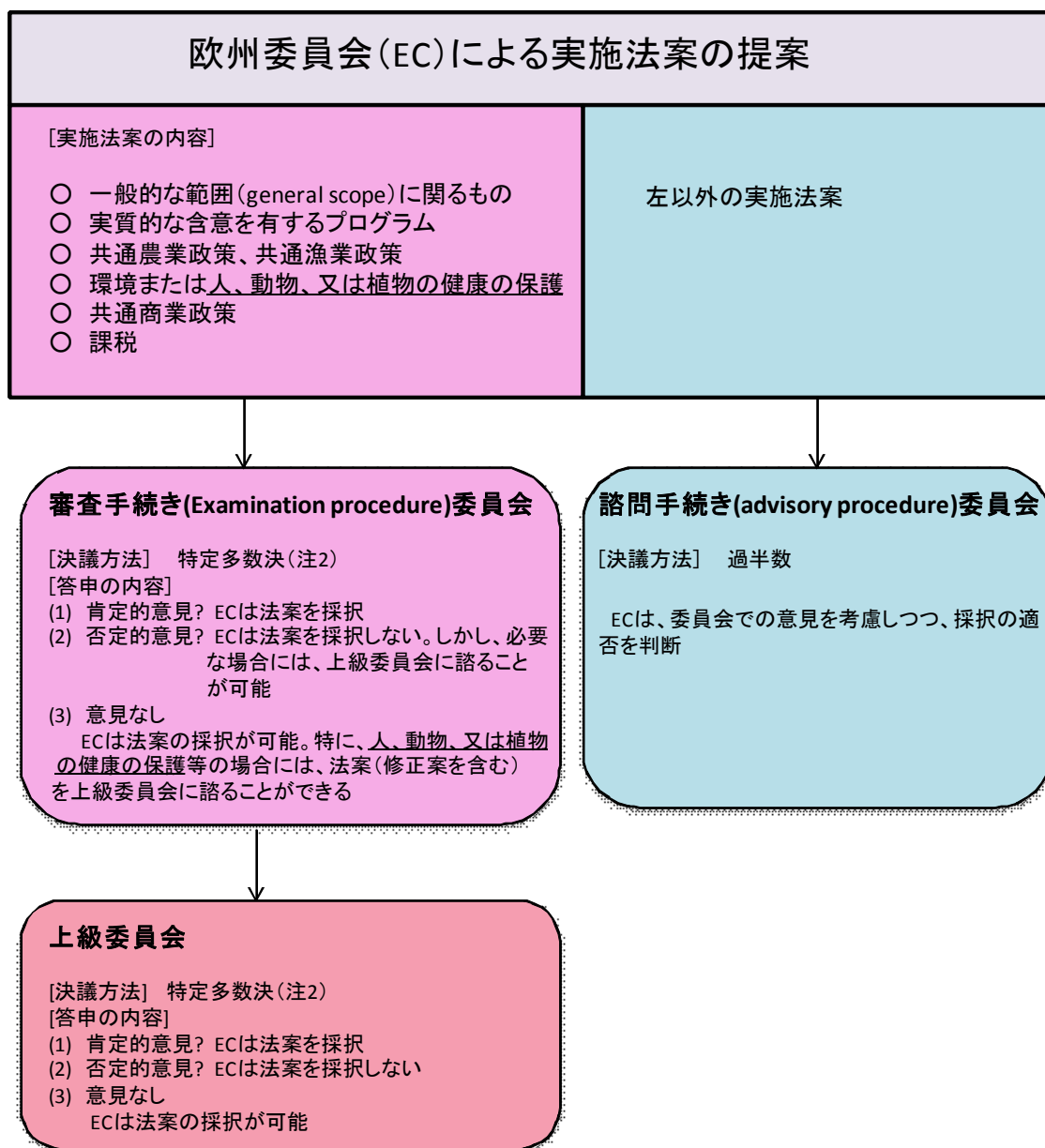
プロセスの効率性の向上」と「欧州議会や加盟国の議会の役割の拡大等を通じた民主主義の向上²⁾」であると言われている（田中 2010）。こうした制度改正により、食品規制に関する意思決定プロセスも、大きく影響を受けることとなった。

後者（②）のうち、欧州議会の役割の拡大については、従前は、立法に際し、①EU 理事会が最終決定権限を有し、欧州議会の役割は諮問にとどまっていた分野（例えば、対外貿易に関する立法措置（WTO 2011a））と、②EU 理事会と欧州議会が共同決定する分野に分かれていた。リスボン条約では、後者（②）を「通常立法手続き（ordinary legislative procedure）」と称し（欧州連合の機能に関する条約（TFEU）³289 条 1））、大部分の立法がこの手続きによることになった（田中 2010）。すなわち、従前は、原則として欧州理事会が単独で行うことが多かった法案の採択が、リスボン条約の発効後は、欧州議会にも採択権が付与されることとなった。また、欧州委員会の役割も明確化され、欧州議会と EU 理事会に対する法案の提出は、欧州委員会により行われることが条文上明示されている（TFEU294 条 2）⁴。

また、法案は、「欧州委員会に委任される法案（delegated acts）」⁵（TFEU290 条）と「加盟国が実施する法案（implementing acts）」（TFEU291 条）に明確に区分されている。TBT 及び SPS 措置について、科学的進歩や特定の事案が発生した場合に、措置を変更する必要があるときは、前者の法案として扱うことができるようになり、立法による採択を伴わずに、欧州委員会の権限で実施に移行することができるようになった（WTO 2011a）。

また、後者の「加盟国が実施する法案」については、欧州連合の法案を法的に実施するために必要な国内法を加盟国が整備する必要があるが（TFEU291 条 1）、EU 域内で統一的な法的措置を取る必要がある場合には、原則として、欧州委員会にその実施権限が付与されている（TFEU291 条 2）。この「加盟国が実施する法案」を欧州委員会で承認する手続きについては、リスボン条約以前から「委員会手続（comitology process）」と呼ばれている。この手続きにおいて法案を採択するためには、加盟国の代表を構成員とする法制委員会（regulatory committee）による審議が必要となる。しかし、後述する遺伝子組換え（GM）作物の新品種を承認する場合のように、法制委員会が、本来は、法的に実施権限を付与されている欧州委員会による法案採択を抑制する実態があり⁶、また、利害関係者への情報提供が不透明であるとの批判が惹起されていた。こうしたことを踏まえ、リスボン条約の下で、新たな「委員会手続」（2011 年 3 月から実施開始。第 4 図）が制定されている。この新たな手続の下では、SPS 措置に関する法案の採択手順は、第 4 図の審査手続き（Examination procedure）に乗り、委員会で採否の結論が出ない場合には、上級委員会で更に審査することができるため、従前に比べ、欧州委員会により結論が出される可能性が向上することが期待されている。

(3) SPS 措置に関する法制度及び具体的な手続き



第4図 新たな委員会規則(欧州委員会による実施法案採択手続)
(欧州連合の機能に関する条約第291条による)

出所: Council of European Union(2011a)及び規則 182/2011 に基づき筆者が作成。

注1) 審査手続委員会及び諮問手続委員会とも、構成メンバーは加盟国の代表で、欧州委員会が議長となる。上級委員会も同様であるが、加盟国の代表のレベルが上がる。

注2) 特定多数決:

各加盟国に人口に応じて票数を割り当て、全345票のうち255票以上が支持、構成国の過半数が支持及び支持国全体の人口が全EU人口の62%以上の3つの条件を満たす場合に可決とする。各国の持ち票数は、例えば、ドイツ・フランスなどが29票、ギリシャ・ポルトガルなどが12票、ラトビア・キプロスなどが4票というように、中小国に不利にならないように重みづけがなされている。(goo 辞典より)

SPS 措置に関する基本法案の採択については、前述のとおり、「通常立法手続き」の下での欧州議会及び EU 理事会による承認が必要となる。また、EU 域内で SPS 措置を統一的に実施する必要がある場合には、EU の基本法案によって、その実施権限を欧州委員会に付託する必要があるため、前述の「委員会手続」での審議が必要となる。

また、SPS 措置に関する EU の主な法律は以下のとおりである（WTO 2011a）。

- ① 一般食品法（規則 178/2002）
- ② 食品衛生規則（規則 852/2004，853/2004 及び 854/2004）
- ③ 公的規制（official control）（規則 882/2004）
- ④ 植物衛生に関する理事会指令（2000/29/EC）

欧州委員会の 2007～2013 年動物衛生戦略は、既存の相互に関係する関連政策を単一の明確な規制的枠組みに代替し、また、これをできる限り国際獣疫事務局（OIE）及び FAO/WHO のコーデックスの勧告、基準及び指針に収斂させることを意図している。動物衛生関係法令案の提出期限は、2012 年 3 月である。欧州委員会は、この動物衛生関係法令とパッケージで、①飼料及び食品に関する公的規制に関する規則の見直し、②植物衛生関係法令及び③種苗に関する法令についての法案を検討している（WTO 2011a）。

EU の食品安全法制では、動物に由来する製品と非動物性製品を区別し、一般的には、前者に対してより厳しい規制が課されている（樋口 2008）⁷。それぞれの手続きの概要が WTO の対 EU 貿易政策審査報告書（WTO 2011a）に記載されているため、以下、これに基づき、それぞれの手続きの概要を記す。

1) 動物及び動物製品

(i) 概要

生きた動物及び動物由来の製品を輸入する際、輸出国は、事前承認を得る必要がある。承認された輸出国は、欧州委員会により運営される「第三国リスト」に掲載されることになる。対象は食品のみならず、人間が直接消費しないペットフードや化粧品、羊毛、皮革なども含まれる。

初めて EU に輸出する製品については、輸出国の担当機関が欧州委員会に要請を行う必要がある。輸入承認手続の過程では、現地訪問等の監査（検査）を伴うのが一般的であり、これは欧州委員会の検疫当局である食品・獣医局（FVO）により実施される。この検査の目的は、動物衛生・公衆衛生の状況、公的サービス、法令の整備状況、防除システム及び生産基準が EU の基準を満たしているかどうかを評価することにある。ただし、欧州委員会は、この検査に係る費用負担を輸出国に求めることはない。

検査の結果、基準を満たす場合には、欧州委員会は、当該国を「第三国リスト」に掲載するための法令の準備を開始する。

また、輸出国は、EU に対して、動物の残渣の監視プログラムの承認も得ることが必要となる。また、輸出のためにと殺場、加工施設、漁船及びその他の施設をリストアップし、提案する必要がある。一般的には、このリストに掲載された施設由来の製品のみが EU への輸出が可能となる。食品については、これらの承認が、欧州委員会による法令採択を伴う必要がある。また、この承認手続に係る期間について、特段の制限は定められていない。

動物及び動物製品の輸入に係る規制手続は、EU 域内で、ほぼ調和している。これらの製品の輸入に際しては、EU の輸入条件を遂行することを示した証明書が付されることとされている。また、これらの製品は、EU によって承認された国境検査地点で公的規制が実施され、また、最終目的地の加盟国でも追加の規制を行うことができるようになっている。この承認された国境検査地点は、域内で約 300 ヶ所設置され、そのリストは毎年 3、4 回の見直しが行われている。国境検査地点における公的規制は、書類、身元確認、及び物理的なチェックにより行われる。物理的チェックについては、EU と調和した基準に従う製品については、当該製品のリスク概要を考慮しつつ、その頻度が減じられる。国境検査地点への通知のタイミングは、動物製品については、到着前に行われればよいのに対し、生きた動物では、到着の 24 時間前に行う必要がある。

(ii) 問題点

EU の動物検疫については、Grainger (2008) が、EU メルコスールの貿易円滑化に関するスタディとして、EU の牛肉及び鶏肉の輸入について検討を行った結果として、①EU の衛生証明書取得のための全体的な手続の複雑さ及び頻繁な手続の変更、②検疫時のサンプリング調査のための停留時間の長さと、これに伴うコスト、等の問題を指摘している。

2) 非動物性製品

(i) 概要

1) の動物及び動物製品とは異なり、初めての輸入に際しては、事前承認が必要となる。非動物性の食品、すなわち、果実、野菜、穀類、飲料、香辛料及び鉱物由来の食品には、すべて同じ原則が適用される。すべての食品について、食品衛生に関する一般基準(規則 852/2004)が適用され、製品によっては、汚染物質、残留農薬水準、食品添加物、食品照射、ノベル・フード(新食品)及び放射能についての基準が適用される。この他、急速冷凍食品、特定栄養用途食品及び遺伝子組換え体(GMO)には、個別の基準が適用となる他、特定の植物及び植物製品には植物衛生基準が適用さ

れる。

非動物性の飼料・食品の公的規制については、各加盟国によって定期的を実施することが義務づけられている。また、こうした各国による規制活動は、適切な場所、すなわち、国境、製品が自由流通に乗る地点、または、小売りで実施される必要がある。これらの製品は、一般的には、輸出国による証明書や到着前の通知は不要である。ただし、規則 669/2009 の附属書 I に記載される非動物性の飼料・食品の輸入契約に際しては、到着前の事前通知が必要であり、域内への持ち込みも、規制が強化されている指定された地点に制限される。この強化された規制では、全ての契約に関する書類確認、ラボ分析を含む身元及び物理的確認が実施される。この附属書 I については、四半期ごとに見直しが行われる。

理事会指令 2000/29/EC の附属書 V の B 部に記載された植物及び植物製品については、輸出国の担当機関による植物衛生の証明書の添付が義務づけられ、国境での物理的検査が義務づけられている。検査頻度は、リスク概要に基づき、特定国からの製品については減じられている。加盟国により決定される一部の例外を除き、植物及び植物製品について、国境検査地点での規制は行われていない。

(ii) 問題点（特に植物検疫）

Drogue 及び Gozlan (2009) は、アフリカ等開発途上国から EU に輸入される生花（鉢物等）及び切り花の植物検疫手続きについて、輸出業者への調査結果に基づき報告している。この報告では、大多数の輸出業者は、EU の植物検疫の要件について、総じて、非関税障壁の程度は低いとしているが、「輸入の要求水準が国内産の要求水準に比べて厳しい（内外差別）」、「植物検疫措置に対するコストが植物体の商品価格を上回ってしまう」という不満を抱く輸出業者も存在している。また、EU 各国の検疫実施箇所による基準や体制の相違について（例えば、一般的には、ロッテルダム（オランダ）が、ル・アーブル（フランス）に比べ、検査がより迅速）、不満を指摘する輸出業者も存在している。

3. 諸外国が問題にしている SPS・TBT 措置

(1) 遺伝子組換え（GM）作物

1) 経緯

EU はとうもろこしや大豆等の遺伝子組換え（GM）作物の輸入や使用を規制している⁸。EU の GMO の規制については、過去、WTO の紛争解決機関（DSB）でも争われ、2003 年 8 月に WTO パネルが設置された。約 3 年の歳月を経て、2006 年 11 月に DSB 報告書が採択され、EU の措置が WTO・SPS 協定に違反している旨認定されている（藤岡 2007）。

その際の経過や EU 内部の考え方については、米国通商代表部 (USTR) の SPS 措置報告書 (USTR 2011a) に記載されているため、以下、その内容を概説する。

EU の法制下では、GM 作物が EU 域内への輸入または使用の承認を得るためには、まず、特定用途での承認が必要となる。また、EU の承認手続は、2 つのステップで行われ、まず、EFSA による科学的評価が行われた後、欧州委員会や加盟国が関与する委員会手続に入る。これらの手続を経て、EU として承認された後でも、加盟国は、自国内でその使用と販売に関する禁止措置を援用することが可能である (セーフガード条項 (指令 2001/18/EC 第 23 条))。

GM 作物に関する EFSA による科学的評価に要する時間は、一般的には、米国等の諸外国に比べ、時間はかかるが、その結論は、概して、米国等諸外国と同様のもので、米国内で商業生産が行われている GM 品種が安全ではないとの結論が下されたことはない。

しかし、EFSA により、GM 品種が従来品種と同様の安全性を有すると結論づけられた後、委員会手続に付託されることになるが、法制委員会が新たな GM 品種を承認するための措置が受諾されたことはなく、常に、「決定せず。」との結論が下されている状況である。このように遅々として進まない EU の承認手続の実状を踏まえ、米国は、カナダ及びアルゼンチンとともに、2003 年に WTO パネルの提訴に踏み切った。

なお、WTO パネル報告書では、上記の EU の法制委員会が決定を行わないことを「モラトリアム」と称している。このパネルの結果を受けた WTO 勧告では、EU の措置を SPS 協定に整合させるための「妥当な期間」を与えたが、これは、2008 年 1 月に失効している。

2) 最近の動向

EU は、WTO パネルの勧告を受け、加盟国による規制措置を SPS 協定に整合させるべく、取り組んでいる。例えば、USTR が、EU の GM 作物の規制について記載した 2010 年 SPS 措置報告書の発刊後、いくつかの食用または飼料用の GM 作物が承認されている⁹⁾。

しかし、その一方で、前述の WTO 事務局の対 EU 貿易政策審査報告書 (WTO 2011a) によれば、2010 年 7 月に、欧州委員会は指令 2001/18/EC を見直し、EU 域内で承認された GMO について、加盟国が自国の全てまたは一部で GMO の栽培を規制または禁止することをできるようにするための規則改正案を採択した模様 (改正案文の内容については未確認。また、この改正案が承認されるためには、今後、欧州議会及び EU 理事会による意思決定手続が必要となる。) ^{10, 11)}。ただし、この改正案では、GMO の輸入の規制についてまでは、加盟国の裁量は認められていないという。

第 1 表は、加盟国レベルでの GMO の栽培状況及び措置内容等について整理したものである。

European Union (2010) によれば、EU で現在栽培されている GM 作物としては、

耐虫性遺伝子を組み込んだとうもろこし（MON810）とアムフローラ馬鈴しょ¹²が挙げられる。

加盟国レベルでは、現在、6つの加盟国（オーストリア、ハンガリー、フランス、ギリシャ、ドイツ及びルクセンブルグ）がセーフガード措置を取り、とうもろこし MON810 の自国内での栽培を禁止している。また、アムフローラ馬鈴しょについては、オーストリア、ルクセンブルグ及びハンガリーがその栽培禁止を欧州委員会に通知している（European Union 2010）。しかし、EFSA はこうした加盟国の措置は何ら科学的な根拠がなく、法的には正当化され得ないとしている。また、ポーランドは、GM 種子の流通を禁止する法律を採択したが、これについて、欧州司法裁判所は、2009 年 7 月に、こうした措置は、EU の法規に反しているとの判断を示している（WTO 2011a）。

2011 年 4 月、欧州委員会は、2008 年の EU 理事会の諮問を受けて、GMO の社会経済学的含意に関する報告書（European Commission 2011）を公表した。また、2011 年 11 月には、GMO に関する 2 つの評価報告書（European Commission (2010)及び EPEC (2011)。それぞれ、「法制的枠組み」及び「栽培」に関するもの）が公表されている。

（２） ノベル・フード（新食品に関する規制措置）

１） 経緯

EU は、1997 年 5 月に欧州委員会規則 258/97 を制定し、それ以前に EU 域内で消費されていないノベル・フード（新食品・原材料。ただし、食品添加物、食品用芳香剤等は除く）についての規制を開始した。これは、①ノベル・フードが、不公正な競争を醸成し、これにより域内市場の機能に直接的な影響を与える可能性があること（規則前文(1)）、及び②公衆衛生の保護の観点から、ノベル・フードが市場流通する前に、委員会手続に従って、単一の安全性評価を適用することを確保する必要がある（規則前文(2)）、ことから制定されたものである。この規制を開始した経緯は、はっきりしない点もあるが、遺伝子組換え（GM）作物由来食品への対応が重要な契機となったとみられる（Wikipedia “Novel food”）¹³。

許可基準は、規則 3 条 1 で示されており、①消費者への危険が存在しないこと、②消費者に誤解を与えないこと、及び③通常の消費に際して、消費者に栄養学的な不利益を及ぼさないという点において、代替前の食品・原材料を相違がない、という 3 点である。許可申請は、EU 加盟国レベルで行われ、ノベル・フードを市場流通させようとする申請者は、加盟国に対し、許可申請を提出することが必要となる¹⁴。申請内容は、申請を受けた加盟国の安全性評価機関において、上記の許可基準に照らして、一次審査が行われる。一次審査の結果は、他の加盟国及び委員会にも回送され、それらの意見も踏まえ、委員会としての承認の諾否が決定される。この委員

会の承認の諾否は、EC 官報に掲載され対外的に周知されている。

2) 規則の見直しの動向

第 1 表 EU27 か国における GMO の栽培状況

	GMO の商業栽培	GM 品種	栽培面積 (Btとうもろこし, 2008 年)	セーフガード条項	共存措置の有無 (注)(2009 年 4 月現在)
オーストリア	×		0	とうもろこし 馬鈴しょ	○
ベルギー	×		0	×	○
ブルガリア ^(注2)	×		0	×	×
キプロス	×		0	×	×
チェコ	○	Btとうもろこし でん粉用馬鈴しょ	8,400ha	×	○
ドイツ	○ (2008 年まで)	Btとうもろこし でん粉用馬鈴しょ	3,371ha	とうもろこし	○
デンマーク	×		0	×	○
エストニア	×		0	×	×
ギリシャ	×		0	とうもろこし	×
スペイン	○	Btとうもろこし	79,269ha	×	×
フィンランド [*]	×		0	×	×
フランス	○(2007 年まで)	Btとうもろこし	0	とうもろこし	○
ハンガリー	×		0	とうもろこし 馬鈴しょ	○
アイルランド [*]	×		0	×	×
イタリア	×		0	×	×
リトアニア	×		0	×	○
ルクセンブルグ [*]	×		0	とうもろこし 馬鈴しょ	○
ラトビア ^(注3)	×		0	×	○
マルタ	×		0	×	×
オランダ [*]	×		0	×	○
ポーランド ^{*(注4)}	公的な情報なし		0	×	×
ポルトガル ^(注5)	○	Btとうもろこし	4,851ha (2008 年 7 月まで登録さ れていた面積)	×	○
ルーマニア	○	BTとうもろこし 大豆(2007 年まで)	7,146ha	×	○
スロベニア	×		0	×	×
スロバキア	○	Btとうもろこし	1,940ha	×	○
スウェーデン	○	でん粉用馬鈴しょ	0	×	○
英国	×		0	×	×

出所：European Commission (2011)。また、以下の（注 2）～（注 5）は USTR (2011a)による。

注 1) GM 作物と慣行農業及び有機農業との共存を図るため、何らかの措置が取られているか否かを示す。

注 2) 他の EU 加盟国が、バイオテク産品についてセーフガード条項を援用した場合、当該産品につき、ブルガリアもこれを援用する（2010 年 3 月）。子供向け及び乳幼児向け食品へのバイオテク産品・原料の使用禁止。また、保育所、幼稚園、学校及びそれら施設の 100 メートル以内の小売りに関するバイオテク産品の販売禁止（2010 年 7 月）。

注 3) 法律改正により、バイオテク産品に関する意思決定を地方自治体に移譲（2009 年 6 月）。その後、109 の地方自治体のうち 88 の自治体がバイオテク作物の栽培を禁止、さらに 8 の自治体が禁止の方向で作業中。

注 4) 国として「GM フリー」にする体制を構築しつつあり、バイオテク種子の販売、登録を禁止（2006 年）。また、バ

イテック作物由来の飼料について、輸入、生産、使用を禁止（2008年7月）。現在、バイオテック作物を規制するための新法を準備中（2012年の法制化を検討中）。

注 5) マデイラ自治区（ポルトガルの島嶼部）が EU で最初の「バイオテック栽培フリー」地域となった（2010年5月）。

ノベル・フードの規制については、ナノテクノロジー等の新技術を用いた食品や EU 域外で消費されている食品（以下の伝統食品）について、手続の簡素化を図る観点から、規則の見直しが検討され¹⁵、2008年1月付けで、現状の委員会規則 258/97 に代わる規則案が提示された（後述するとおり、この規則案については、成案が得られなかった。）。この改正案の主たる内容は、手続の簡素化と迅速化を図るため、加盟国に対する申請手続を改め、EU 一本の手続とし、安全性評価は、EFSA が実施することとしている点である。また、EFSA の評価によって安全性が確認されたノベル・フードは、共同体リスト（Community list）に掲載され、このリストに掲載されていないノベル・フードの域内での流通は禁止される。さらに、第三国の伝統食品については、後述する中南米諸国からの要望を踏まえ、当該食品の取引業者が、まず、原産国における「食品としての安全利用の歴史」を提示し、これに対して、EFSA または加盟国から異議申し立てが提出されない限り、市場流通が認められるという改正案を提示している。

途上国の伝統食品についての問題は、WTO・TBT 委員会で、EU から当該改正案に関して通報が行われた際に議論されている（2008年11月（WTO 2009a）及び第 2009年3月（WTO 2009b））。2008年11月の委員会で問題提起を行った国はコロンビアで（エクアドル、ペルー、メキシコ、コスタリカが支持）、EU の規則改正案についての労は多としつつ、次のような問題点を指摘している。

- ① 改正案中の伝統食品の定義が「人口の大部分の少なくとも一世代の通常の食の一部として継続していること」とされていることについて、ある特定国の食は斉一ではなく、地域の慣習や地勢によって多様であり、例えば、山間部で生産・消費される食品と海岸部で生産・消費される食品は異なる。
- ② 申請者が取引企業に限定されているが、政府や生産者団体にも拡大されるべきである。
- ③ 試験データの 5 年間の保護については、衛生法制ではなく、知的財産権保護の法制下で扱われるべきである。
- ④ そもそもノベル・フードの定義自体が国際基準に準拠していない。

また、2009年3月の WTO・TBT 委員会では、ノベル・フード規制の改正案で、ペルーがそもそも伝統食品に関する特別待遇自体が削除されたことに懸念が表明された（ボリビア、キューバ、コロンビア及びブラジルが支持）。

さらに、2009年10月の WTO・SPS 委員会でも、ペルーが EU のノベル・フード規則について懸念を表明、これをブラジル、コロンビア、エクアドルが支持した。この委員会で、EU は、規則改正案について、（規則案が成立することを前提に、）①食品としての安全利用の歴史に関する参考期間を 25 年に短縮したこと（当初は、50 年としていた）、②当該食品の消費に関するデータの提出は、申請を行う国以外

の第三国のデータが使用可能であることを表明した（WTO 2010）。

しかし、この改正案をめぐり、EU 内部での最も重要な争点は、クローン動物由来食品を改正規則の対象に含めるか否かであった。すなわち、欧州議会は、クローン動物を厳しく規制すべきとの立場から、この規則には盛り込まず、別途の法令で規制すべきであるとの立場であるのに対し、EU 理事会は、クローン動物も、ノベル・フードとして扱い、この改正規則に取り込むことを主張していた。

改正案の検討は、2008 年にその検討を開始し、その調整期限は 3 年目の 2011 年 3 月となっていた。この期限まで、ぎりぎりの調整が続けられたが、最終的には、規則改正は成立せず、ノベル・フードについては、依然として、規則 258/97 により実施されている現状にある。その結果、クローン動物由来食品は、現行のノベル・フード規則に従って、市場流通に際しての事前承認の対象となる（Council of the European Union 2011b）¹⁶。

こうした EU の各機関の主張の背景となる考え方は、以下のとおりである。すなわち、クローン動物由来食品の流通に関し、最も厳しい立場を取る欧州議会は、環境保護派（消費者保護派）議員を中心に、クローン動物に対する消費者の懸念に敏感に反応し¹⁷、クローン動物由来食品の流通を厳しく規制し、これらについては、クローン作成当代だけではなく、その後代に由来する食品についても厳しく取り締まるべきであるとの立場を取っている。一方、EU 理事会及び欧州委員会は、食品生産のためのクローン動物の作出の規制（禁止）については支持しているが、クローン後代の規制には反対の立場。これは、クローン動物の作出自体は禁止されておらず、クローン動物の後代については、すでに市場に流通している実状にある中で、これを追跡（trace）する仕組みは EU でさえも持っていない状況であり、規制の実施可能性を踏まえた対応を主張せざるを得ないことを背景にしている。さらに、仮に、本件を厳しく取り締まれば、クローン動物を推進し、家畜生産に利用している米国等の輸出国と貿易上の衝突は避けがたく、再び、牛肉ホルモンと同様の WTO での紛争案件に持ち込まれる可能性を恐れ、現状維持の立場から、EU 理事会寄りの調整を行ったとみられている¹⁸。

また、両者は、ナノテクノロジーを利用した食品（ナノ食品）についても見解を異にしている。すなわち、欧州議会は、ナノ食品の流通については、リスク評価によりその安全性が証明されるまで実施を猶予すべき（モラトリアム）であり、かつ、ナノテクを利用した原料を使用している食品に表示を義務づけるべきであるとしているのに対し、EU 理事会は、ナノ食品についても寛大な立場で、ノベル・フード規制により、ケースバイケースで、個別に承認することを支持する立場を表明している。

このように、ノベル・フードについての規則改正が廃案となったことで、EU に伝統食品を輸出する意向のあるラ米諸国等は、引き続き不満を抱いており、2011 年 9 月の WTO・SPS 委員会で再び問題提起が行われている（WTO 2011b）¹⁹。

(3) ホルモン牛肉

1) 経緯

牛の成長ホルモンは、米国をはじめとする牛肉輸出国の間で広く利用されている。米国では、1950年代にその使用が承認されており、現在、生産される肉牛の約3分の2で使用され、また（放牧ではない）飼養肉牛の9割（大規模飼養肉牛生産では100%）で使用されていると言われている。肉牛生産で成長ホルモンが使用される理由は、牛の成長が早まり、飼料等の投入コストが押さえられることによる生産コストの減少が第一であるが、それとともに、赤身肉が生産されるため、脂質を低下させる食生活を好む消費者の嗜好にも合致している²⁰（Johnson 及び Hanrahan 2010）。

この牛への成長ホルモンの利用の問題は、SPS 措置に関わる貿易問題として、WTO 発足以前から米国と欧州の間で問題化し、東京ラウンドの結果を踏まえ作成されたガット・スタンダード・コードに基づき紛争解決を試みたが解決しなかった（京極・藤岡 2010）。その後、WTO 紛争解決機関でも、EU のホルモン牛肉の輸入規制及びこれへの米国の対抗措置の問題について、数次にわたりパネルが設置され、争われている。これらの WTO パネルの結果を踏まえ、EU は、米国等の一部の輸出国からの牛肉に対し、関税割当を実施している。Johnson 及び Hanrahan (2010) によれば、現在に至るも、米国等から EU への牛肉の輸入については、ホルモン未使用と認証された牛肉について限定的に行われているに過ぎないという実態にある²¹。以下、これまでの経緯及び現状について、Johnson 及び Hanrahan (2010) に基づき概説する。

そもその経緯は、1981年にEUが、家畜生産において、天然ホルモンの使用を治療用に制限し、合成ホルモンについては、使用を禁止し、ホルモンを利用した動物及びこれに由来する食肉の輸入を禁止したことに始まる。1989年に、EUは、成長ホルモンを施用した動物由来の食肉及び食肉製品の禁止を完全実施した。当初、禁止の対象は6つの成長ホルモン（3つの天然ホルモン（エストラジオール、プロゲステロン、テストステロン）及び3つの合成ホルモン（ゼラノール、トレンボロンアセテート、メレンゲステロールアセテート（MGA）（藤岡 2007））であったが、2003年に、EUは輸入禁止措置の内容を改訂し、エストラジオールについては、恒久的に輸入禁止とし、それ以外の5つの成長ホルモンについては、暫定的に使用禁止とした。

一方、米国は、EUのホルモン牛肉の輸入禁止措置の対抗措置として、EUに対する貿易上の譲許を停止し、EU製品に対して高関税を課すこととなった。1989年、米国は、最初のアクションとして、EUの特定の食品に対して100%の従価税を課し、この措置を1996年まで維持した。その後、米国は、1999年に、対抗措置を再開し、

EU からの特定の食品に対し、再び 100% の従価税を課し、この措置は現在まで継続している。

1997 年の最初の WTO パネル報告は、EU はホルモン牛肉についてリスク評価を行っていないため²²、EU の輸入禁止措置は SPS 協定に違反していると認定された。これに対し、EU は、ホルモン牛肉に対する禁止措置の科学的根拠についてレビュー（調査研究）を行うとした。そして、このレビューの結果、EU は、利用可能な科学的データを示しつつ、ホルモン牛肉には、潜在的に人の健康へのリスクがあるとの立場を維持することとなった。これを踏まえ、EU は、EU の措置は WTO 協定に適合しているとし、米国が EU の製品に対して制裁関税を課すことについて WTO に提訴した。これに対して、米国は、EU が適切なリスク評価を行ったか否かについて問題を提起し、ホルモン牛肉の安全性については、明らかに世界的に科学的コンセンサスが得られていると主張した。2008 年 10 月に、WTO 上級委員会は、米国（及びカナダ）の制裁措置継続を容認しつつ、EU のホルモン牛肉の輸入禁止措置も容認するという混合ルールを発出した。2009 年 1 月、ブッシュ政権の下で、USTR は、EU に対して高関税を課する産品リストの改訂を行い、特定の品目に対して、更に高関税を課することを公表した。これに対して、EU は反発したが、2009 年 5 月に、数次の交渉を経て、米国と EU はこの問題を長期的に解決するための覚書（MOU）を締結した（覚書の概要については、「囲み」参照）。その内容は、EU が米国のホルモンフリーの「高品質牛肉」に対する無税の追加的な関税割当枠を配分する代わりに、米国は、対 EU の制裁関税を撤廃するというものである。この措置は、2009 年 8 月から、3 つのフェーズに分けて実施され、当該牛肉の関税割当は、最初の 3 年間（第 1 フェーズ）は 2 万トンとし、その後の第 2 フェーズでは、4 万 5 千トンに拡大される。一方、米国の対 EU 産品制裁関税については、第 1 フェーズでは、2009 年 3 月の水準に維持され（すなわち、2009 年 1 月に税率を引き上げるとして改訂リストについては、最初の 3 年間は実施しない）、第 2 フェーズで、これを廃止する意向を提示した。2011 年 2 月に、米国と EU は、この MOU に基づく協議を行い、第 2 フェーズへの移行に関する話し合いが行われている（USTR 2011a）。

2) 現状及び残された問題点

上記の覚書のとおり、米国と EU の間では、ホルモンフリーの牛肉について、米国に関税割当を適用する一方で、米国は、制裁関税を段階的に撤廃することで合意している。言い換えれば、米国は、EU の牛肉へのホルモン使用の懸念に配慮し、今後は、ホルモンフリー牛肉の EU への輸出を拡大する方向で、生産者や輸出業者を促す方向に舵を切ったと捉えることもできる。

この問題の歴史は古く、米 EU 間の貿易紛争が WTO に持ち込まれる前の 1989 年から、USDA は、EU との合意に基づき、EU 輸出向けのホルモンフリー牛肉の生産を促進するプログラムを開始している。このプログラムが開始されてから、現在

に至るまでの経過については、かならずしも明らかではない。しかし、最近の動向として、2010年10月には、13の生産者が、ホルモンフリー牛肉の生産元として承

ホルモン牛肉に関する米国とEUの間の覚書（2009年5月）の概要

第1フェーズ：

- (a) EUは、ホルモン未使用の牛肉（「高品質牛肉」と称し、その使用方法や品質について、覚書の中で規定）について、毎年2万トンが無税とする関税割当を実施し、米国の牛肉に対する市場アクセスを改善する。
- (b) 米国は、2009年1月に実施する予定であった制裁関税の税率引き上げ（附属書B）の実施は延期することに合意する。
 - ・ ホルモン未使用牛肉に対する関税割当は、既存の1万1千5百トン（注：ヒルトン枠と呼ばれ、米国及びカナダ産の高品質牛肉に対し、20%の税率を適用）から更に追加する。米国は、品目を削減したリスト（附属書C）に基づき、制裁関税を維持する。この第1フェーズは、2012年8月3日に妥結する。

第2フェーズ：

- (a) 高品質牛肉に関するEUの関税割当を4万5千トンに拡大する。
- (b) 米国は、附属書Bの制裁関税を無税とすることに合意する。
 - ・ 第2フェーズに移行するかどうかは、第1フェーズ終了時の状況及び米国の牛肉業者が追加の関税割当枠を十分利用する能力があるかどうかによる。第2フェーズは、1年間継続する。

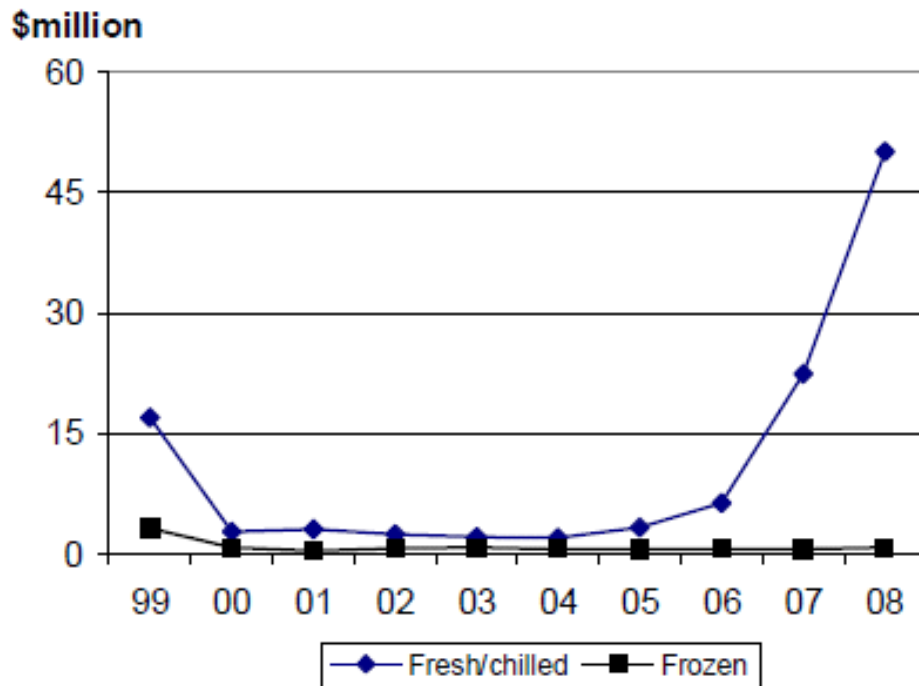
第3フェーズ：

- (a) EUは、高品質牛肉に関する4万5千トンの関税割当を引き続き維持する。
- (b) 米国は、紛争の対象となった制裁関税を撤廃する。このことにより、長期的な紛争解決につながるものと期待される。
 - ・ 第3フェーズに移行するかどうかについては、米国とEUとの間で、特定の事項（期間、撤廃及びWTOにおける訴訟の位置づけ等）について交渉した後、第4年目の終了前に決定がなされる。

認され、USDAの食品安全検査局（FSIS）による更なる評価を受検するための資格を得ている（Johnson及びHanrahan 2010）。一方、米国からEUへの牛肉の輸出も、2000年頃から大きく落ち込んでいたが、生鮮・チルド牛肉を中心に、2008年には、4千9百トンに上昇し、前年の倍の輸出額を達成している（第5図）。

米国及びEUがこの覚書の約束内容を適切に実施できるか否かが、本件の長期的に安定した問題解決の鍵になると考えられるが、Johnson及びHanrahan（2010）

は、以下の問題点を指摘している。



第 5 図 EU に輸入された米国牛肉の推移（1999～2008 年，単位：百万ドル）

出所：Jhonnson 及び Hanrahan(2010)。

- ① 第 2 フェーズへの移行に際し、米国の牛肉業界が慣行的に行っている、細菌汚染防止のための洗浄処理について、EU はこれを承認しない意向であるとう。しかし、米国の牛肉輸出業者は、EU 向けの牛肉には、この洗浄処理を実施しない考え。
- ② 米国の生産者団体の中には、EU がホルモン牛肉の輸入規制を撤廃せず、また、ホルモン牛肉の安全性に関する科学的な要件を容認していないことについて、依然として不満を持っている生産者もある。
さらに、米国、カナダ以外の牛肉輸出国は、当該米 EU 間の覚書に基づく、二国間での取引に反発している。
- ③ 米国以外の他の牛肉輸出国（アルゼンチン、ブラジル、インド、ニュージーランド、ニカラグア、パラグアイ及びウルグアイ等）は、EU が米国・カナダのみに牛肉の関税割当を設定していることが、貿易相手国を平等に扱うべきとする WTO 協定の MFN 原則（最恵国待遇。すなわち、貿易相手国を平等に扱うこと）に違反すると主張し、これらの国々に対しても、同様の措置を取るよう求めている²³（Johnson 及び Hanrahan 2010）。
- ④ 2009 年 6 月の WTO・TBT 委員会で、豪州は、EU のホルモンフリー牛肉に

対する関税割当の要件について、牛に対し特定の飼養条件を求め、また、特定の評価基準を用いること（政府によって指名された評価者が承認された方法による評価）を義務づけられていることが、TBT 協定 2.1 条（TBT 措置に関する MFN 原則）との整合性について懸念を表明している（ウルグアイ及びパラグアイがこれを支持）（WTO 2009c）。

（４） 家きん肉への病原体還元処理 (PRTs)

EU は、EU で承認済みの物質を除き、水以外の物質で処理された家きん肉の輸入を禁止している。このため、細菌数を減じるための病原体還元処理（PRTs: Pathogen Reduction Treatments）等の化学的処理を行った家きんの輸入肉については禁止の対象となり、1997 年から禁止措置を開始している。その後、これらの処理を行った肉を「家きん肉（poultry meat）」と称して流通させることを禁止した。一方、米国は、2002 年に、米国内では使用が認められている 4 つの病原体還元処理剤（PRTs）（二酸化塩素、酸性化亜塩素酸ナトリウム、trisodium phosphate（リン酸ナトリウムの 1 種）及び過酸）について、EU 向け家きん肉への使用承認を要求した。

これと併行して、1998 年から 2008 年までに、EFSA を含む²⁴EU の複数の機関がこれら処理剤に関する科学的な報告書を発行し、これらの処理剤は消費者の健康にリスクを及ぼさないと結論を示している。

2008 年 5 月に欧州委員会は、これら 4 つの処理剤を使用した家きん肉を承認する提案を、欧州委員会のフードチェーン・家畜衛生常設委員会（SCoFCAH）に提案したが、SCoFCAH は満場一致で、これを否決した（英国は棄権）。また、2008 年 12 月には、EU の農業水産理事会でも、同じ提案が否決されている（WTO 2009d, USTR 2011a）。

以上の経緯を踏まえ、2009 年 1 月、米国は、EU に対し、WTO の二国間協議を要請し、2009 年 11 月に二国間協議を行ったが解決せず、WTO 紛争解決機関においてパネルが設置されている。

（５） 豚等へのラクトパミンの使用

ラクトパミンは、豚、牛及び七面鳥の赤身肉の成長を促進する動物用医薬品で、米国では、特に、豚用として広く使用されている。豚の仕上げ期に 3～4 週間飼料に 5～10ppm 添加すると、飼料中の栄養成分を有効に利用し、生産性を改善させる。豚 1 頭当たり、飼料 12kg を節約でき、窒素排泄を 20%減少、糞量 12kg 減少することができるため、世界の主要な養豚生産国では、豚の飼料節減を可能にする畜産資材として高く評価されている（福本 2009）。米国食品医薬局（FDA）は、1999 年

に、ラクトパミンの豚の生産への使用を認可し、その後、2003 年には、牛、2008 年には七面鳥への使用を認可している。ラクトパミンの豚への使用は 26 か国で認可され、牛肉には 4 か国で認可されている（USTR 2011a）。

国際機関においても、2004 年に、FAO/WHO 食品添加物専門家委員会（JECFA）が、ラクトパミン処理を行った可食性組織におけるラクトパミンの最大残留許容量（MRL）の設定を勧告した報告を発行し、その報告の中で、ラクトパミンの安全性を科学的に証明している。これを受け、食品中への動物用医薬品残留に関するコーデックス委員会は、ラクトパミンの MRL 案を採択し、コーデックス委員会に送付している。コーデックス委員会は、JECFA に対し、中国により提供された豚の中へのラクトパミンの残留データを評価し、勧告されている MRL への影響を報告するよう求めている。しかし、2010 年 7 月のコーデックス委員会では、ラクトパミンの MRL 値について、採択の最終段階であるステップ 8 として審議されたが、EU と中国の反対で食品規格として採択はされなかった²⁵。

他方、EU は、2009 年に、EFSA の「動物飼料に利用される添加物・製品・物質に関するパネル（FEEDAP）」が JECFA のリスク評価についてレビューを行い、JECFA が依拠したデータは根拠が弱く、ラクトパミンの MRL 設定についての JECFA の提案を弱めるものであるという結論に達している。このため、現在、EU はラクトパミンを使用した豚肉の生産を禁止しており、米国から EU に豚肉を輸出する際、米国の輸出業者は、ラクトパミンを使用していないことを証明するため、負担の大きい「EU 向け豚肉プログラム」への参加を余儀なくされている。同時に、EU への豚肉輸出に際し、ラクトパミンが残留していないことを証明する高価なラボ試験を実施する必要がある（USTR 2011a）。

（6） 動物のと殺方法に関する規制（動物の福祉関連）

EU では、1974 年以来、共同体法によって、と殺する際に動物を保護することとされている。1993 年に、理事会指令（93/119/EC）により、と殺時の動物の保護に関する最低限の共通ルールが制定され、動物保護の規制が実質的に強化された。これは、単蹄動物（馬など）、反芻動物（牛、羊など）、豚、ウサギ及び家禽類をと殺する際の基準を示したものである（第 5 条）。例えば、と殺する際には、事前に気絶させておくか、瞬間的に殺傷することとされており、同第 5 条に基づき、と殺場での飼養、拘束、殺傷及び出血の方法について、各項目それぞれの詳細が附属書で規定されている。

さらに、2009 年に理事会規則 1099/2009 が制定された。これは、EU におけるその後の動向（EFSA が設置され、動物のと殺時の気絶及び殺傷方法についての 2 つの意見が採択されたこと等）を踏まえ制定されたものであり、2013 年 1 月 1 日から実施されることとされている。

上記理事会指令及び同理事会規則は、EU に畜産物を輸出する第三国にも適用され、輸出する際に殺傷方法について、EU の規則と同等であることの証明書を添付することが義務づけられている。

この EU の 2009 年理事会規則については、2010 年 6 月の WTO・SPS 委員会でインドが、同規則は貿易制限的措置であるにも拘わらず、EU の通報が行われていないとして、問題提起を行っている（中国が支持）。これに対して、EU は、と殺時の動物を保護する規制は、1993 年から実施されており、2009 年の理事会規則は、何ら新たな規制を課するものではないと述べている。また、OIE は、動物の福祉の問題は、必ずしも SPS 関連措置ではないが、2004 年から、動物福祉につき検討を開始している旨発言した（WTO 2010）。

（7） 動物の副産物

EU は、2000 年前後に相次いだ、動物の副産物に起因した飼料を媒介とする危機（feed-borne crisis）（ダイオキシン、口蹄疫、BSE 等）を契機として、2002 年に、人間によって直接消費される物質（食肉、乳製品等）以外の動物の副産物に由来する物質（ABP: Animal By-Products）の収集、輸送、貯蔵、取扱い、加工、使用及び廃棄処理に関する規則を制定した（EU 規則 1774/2002）。ABP には、例えば、飼料用の動物油脂や粉乳、皮革及び診断用の血液などが含まれ（EU（食品安全）のホームページ）、幅広い産品について、その生産、流通及び貿易に影響を及ぼすこととなった。この規則は、ABP をその危険性の程度に応じて、3 つのカテゴリーに分類し、カテゴリー毎に、承認された施設において、加工、使用または廃棄処理が適時適切に行われることを求めている。また、この規則では、カテゴリー 3（最もリスクの低い ABP で、人の消費用の動物の生の材料）以外の ABP の飼料としての再利用を禁止している。（European Commission 2005）。

しかし、その後の運用実態を踏まえ、また、ABP を取扱う業者の過度の負担を軽減するため、EC 委員会は、ABP の取り扱いに関する規則を改定し（EC 規則 1069/2009）、これを 2011 年 3 月から実施することになった。この規則改正により、従来は ABP の対象として管理することが義務づけられていたペットフード（包装されたもの）、バイオディーゼル、なめし皮は規制対象から除外されることとなった。また、公的管理（監督部局による承認された処理施設の定期的な検査）やトレーサビリティの要件についても簡素化が図られている（EU（食品安全）のホームページより）。

USTR（2011a）は、こうした動向を米国から EU への関連する産品（ペットフード、獣脂、その他動物タンパク質を含む製品）の輸出に関する、従来からの懸念に答えたものとして、前向きに評価する一方で、いくつか新たな要件が課されており、EC 規則 1069/2009 の詳細を定めた EC 規則 142/2011（2011 年 2 月 25 日）に

ついて、現在検討中とのことである。

(8) 人工着色料

EU は、6 つの人工着色料（サンセットイエロー、キノリンイエロー、カルモイシン、アルラレッド、タートラジン、ポンソー4R）を含む製品に、「注意欠陥・多動性障害（hyperactivity）」に関する警告表示を義務づける新たな規制を 2010 年 7 月から開始した。また、EU は対象となる着色料の対象拡大を検討中であるという（USTR 2011a）。

米国は、サンセットイエロー、アルラレッド、タートラジンについては、FDA によりすでに認可済みであり、また、キノリンイエローは、医薬品、化粧品、医療資材における利用が認可されており、コーデックスのガイドラインでも正当化されないと主張している。

これら 6 つの着色料と「注意欠陥・多動性障害」との関係については、2007 年に英国サウザンプトン大学で実施された研究結果に基づくものである。しかし、EFSA の見解は、サウザンプトン大学の研究結果とは相反し、これらの食品添加物と生じうる行動的な効果との間に実質的な関連性はないとする結論を公表している（USTR 2011a）。

こうした状況を踏まえ、米国は、EU に対し、表示要件の実施の延期を求め、2009 年 6 月の WTO・SPS 委員会でも問題提起を行っている（NZ 及びメキシコが米国を支持）。これに対し、EU は、サウザンプトン大学の研究結果では、これらの着色料に曝された 3 歳及び 8～9 歳の子供に多動性障害の発生が増加している結果が出ている点を指摘している（WTO 2010）。

(9) 有機農産物の表示（TBT 関連）

有機農産物の生産及び表示に関する欧州委員会規則 834/07 について、アルゼンチンが WTO・TBT 委員会において、2 回にわたり（2009 年 3 月及び 11 月）問題を提起している（WTO 2009b 及び d）。それによると、同規則では、原料農産物が EU 域内で生産された場合には、「EU 農業」、第三国で生産された場合には、「非 EU 農業」、そして両者が混在している場合には「EU/非 EU 農業」という表示を添付することとされている。アルゼンチンは、その生産物が EU 域内で生産されたか否かを強制的に表示させることは不要であり、また、有機農産物に関する特性に関してヨーロッパの消費者に誤解を与えるものであり、TBT 協定 2.2 条（すなわち、強制規格は、不必要な貿易の障害をもたらさず、正当な目的のため、必要以上に貿易制限的ではない）に違反するものであるという見解を示している（キューバが支持）。

これに対し、EU は、新たな表示規則は 2010 年 7 月から実施されるものであるが、アルゼンチン等の第三国からの輸入製品に影響を及ぼすという証拠はない。また、2010 年 7 月からは、EU 域内の有機農産物については、新たなロゴの適用が義務化されることとなっており、第三国の産品については、これは任意であるが、アルゼンチンの有機農産物にもこのロゴの適用は可能であり、これにより、原産地の表示要件が貿易上の影響を及ぼすことはないと考えているという見解を示した。

(10) ワインの表示（「伝統的用語」等）（TBT 関連）

EU は、1999 年より、域内のワイン生産者及び消費者の利益を保護する観点から、ワインの栽培方法や表示について規定した規則を実施している（関連する最新の規則は、EU 理事会規則 479/2008 及び欧州委員会規則 607/2009）。その中で、特に米国等の EU へのワイン輸出国が問題にしているのは「伝統的用語」の表示である。これは、欧州の特定のワイン産地で生産されたワインで伝統的に使用されてきた用語（例えば、「tawny（トゥニー（ポートワイン））」²⁶、「ruby（ルビー（ポートワイン））」²⁷、「リザーブ」、「クラシック」及び「chateau（シャトー（フランスワイン））」）の表示について、これらの産地を保護するために、第三国も含めた他地域での使用を禁止するものである（USDA 2009 及び USTR 2011b）。

本件については、2008 年から 2009 年の WTO・TBT 委員会において、米国等のワイン輸出国によって以下の問題が指摘されている（WTO（2009a）、（2009b）、（2009c）、（2009e））。

- ①これらの「伝統的用語」は、ワインの表示として、すでに世界中で一般的に使用されているものであり、EU がこうした表示を独占的に使用しようとしていることにつき懸念がある（米国）。
- ②EU は、外国産ワインに伝統的用語に関する表示を認めると EU 域内の消費者に誤解を与える旨述べているが、その論拠が示されていない。米 EU 間の二国間協定の下で、「伝統的用語」を付した米国産ワインが流通していたが²⁸、消費者に誤解を与える等の問題は生じなかった（米国（カナダも同旨））。
- ③いくつかの用語（「chateau」、「vintage」、「superior」）については、EU 域内で用語の定義がなされておらず、また、その使用の制限についての監視も行われていない（米国）
- ④南アフリカ産ワインについては、EU の旧規則（EC 規則 753/2002 及び 316/2004）で、「ruby」、「tawny」、「vintage」等の表現を「Cape」という用語と結びつけることで、EU 輸向けワインに使用されてきた実態がある。また、そのうちのいくつかは、欧州の植民地支配が始まった 1952 年当時から導入されているものである（南アフリカ）。
- ⑤EU が保護しようとしている「伝統的用語」は、特定の生産方法や品質特性に関

連するものであるため、TRIPs 協定の下での知的財産として扱われるべきではなく、TBT 協定（特に TBT 協定 2 条）の下で扱われるべき（アルゼンチン（メキシコ支持））

- ⑥欧州司法裁判所が、「伝統的用語」についての解釈を拡大し、規則 607/2009 で保護している言語（例えばポートワインについてはポルトガル語）以外の言語を用いる場合についても規制の対象とすることになったこと（米国）

こうした各国の懸念に対し、EU は、WTO・TBT 委員会の場で、ワインに関する実施規則（607/2009）の策定に際しては、各国のコメントも踏まえ、第三国産のワインについても、EU 加盟国のものと同等と認められれば、その使用を認めること（WTO (2009b) パラ 263）及び同実施規則は、2009 年 8 月 1 日から効力を発する旨発言している。しかし、公表された実施規則では、商業的に価値がある上記「伝統的用語」の表示については、第三国による申請が認められていない²⁹。このため、実施規則が施行された後の WTO・TBT 委員会においても、米国、アルゼンチン、NZ 等のワイン輸出国から深刻な懸念が表明されている。

また、同実施規則については、「伝統的用語」の表示以外にも、豪州が、附属書 15 の第 B 部で、地理的表示に関連したぶどうの品種名の表示について規制が実施されていることについて、問題を提起している。

4. まとめ及び考察

前節では、EU の TBT・SPS 措置のうち、農産物の貿易に影響があるとして、関係国が懸念を有している 10 事例について概要を記した。これらを類型化すると、（ア）制度的枠組み（すなわち遺伝子組換え作物、ノベル・フード、動物の福祉及び動物の副産物）、（イ）食品中に含有する個別の物質に関わる措置（牛肉ホルモン等）及び（ウ）表示の要求（ワインの表示等）の 3 つに大別できる（第 2 表）。また、人の健康に関わる SPS 措置に関連するものは、このうちの 7 件である。最後に、リスク評価について異なる国の実施主体間で見解の相違があるか否かという視点から、食品安全性に係る SPS 措置に関して考察を加える。

具体的な措置の内容は、これらの 10 事例に照らせば、関連する製品の生産、流通及び輸入の禁止措置（以下、「禁止措置」と略す。）と、関連製品への表示の要求（以下「表示措置」）に大別される^{30,31}。また、これら 10 事例のうち、7 件が SPS に関連する措置であり、そのうち、個別の物質に関わる 4 件の SPS 措置（すなわち上記及び第 2 表の分類（イ））について見ると、これらは、いずれも米国が関心国となっている。このうちの 2 件（「ホルモン牛肉」及び「家きん肉の PRTs」）は、EFSA と FDA の間で見解を異にしている（すなわち、FDA で承認されたものが EFSA で否定されている）。これらについては、評価が

異なる理由について、十分に検証することを前提として、禁止措置を維持することを基本とすべきであろう³²。

第2表 諸外国が問題にしている EU の SPS・TBT 措置の概要

	関心国	分類	措置の種類		リスク評価		
					EFSA	FDA	JECFA (Codex)
GMO	米国、カナダ、アルゼンチン	(ア)	SPS	TBT	注3	注3	—
ノベル・フード	ラ米諸国	(ア)	SPS	TBT	—	—	—
牛肉ホルモン	米国、カナダ	(イ)	SPS		×	○	○
家きん肉のPRTs	米国	(イ)	SPS		○	○	—
ラクトパミン	米国	(イ)	SPS		×	○	○
動物のと殺方法	インド、中国	(ア)	TBT		—	—	—
動物の副産物	米国	(ア)	SPS		—	—	—
人工着色料	米国、NZ、メキシコ	(イ)(ウ)	SPS		○	○	—
有機農産物の表示	アルゼンチン、キューバ	(ウ)	TBT		—	—	—
ワインの表示	米国、アルゼンチン、南ア 等	(ウ)	TBT		—	—	—

注1) 分類の欄について、(ア)は制度的枠組み、(イ)は食品中に含有する個別の物質に関わる措置、(ウ)は表示の要求を指す。

注2) 「リスク評価」の欄の○は、安全性が承認されたもの、×は安全性が承認されなかったものを示す。

注3) GMOについては、FDA 及び EFSA でともに安全性が確認されたものが問題とされる場合が多い。

他方、「ラクトパミン」と「人工着色料」の2件については、両機関ともにその安全性について承認しているにも関わらず、EU での SPS 措置が維持されている（「人工着色料」については、禁止措置は取られていないが警告表示が義務づけられている。）。また、GMO については、第2表の注3のとおり、多くの申請品種が、FDA 及び EFSA で、ともにその安全性が承認されているにも関わらず、輸入が承認されないことを、米国が問題としている。こうした、FDA と EFSA が、ともに、その安全性を承認した事例、すなわち、リスク評価で安全性が確認されているにも拘わらず、事実上、リスク管理によって SPS 措置が維持されているものについては、WTO・SPS 協定に準拠することを基本とした場合、禁止措置等の厳しい強制措置を維持することは、合理性を欠くように思われる。現に、前述のとおり、EFSA でその安全性が確認された遺伝子組み換え品種について、WTO パネルの勧告や米国からの要求を受け、EU は輸入解禁を進め、または、その制度的な枠組みを改訂している状況にある。

では、こうした禁止措置の代替措置として、消費者への情報提供という観点からの表示措置については、どのように考えるべきであろうか。

この点については、GM 農作物について、米国や欧州において累次の検討経過があり、いくつかの既存の文献でも議論や背景の解説が行われている（Lynch 及び Vogel（2001）；Jensen 及び Sandøe（2002）；Jostling ら（2004）；Sand（2006）；Fortin（2009）；Skogstad（2009）及び Brizek ら（2011）³³）。まず、FDA（米国）の考え方は、GM 作物の安全性の審査では、審査対象となる GM 品種が遺伝子を組み込む前の従来品種と「実質的に同等」か否かを審査するのであり、審査の結果、従来品種と実質的に同等とされた GM 品種により生産された食品に対し、表示義務を課することは、消費者に誤認を与えるものであるというものである。言い換えれば、FDA は、製品の製造過程については考慮すべきではなく、最終製品の属性にこそ考慮を与えるべきであるという考え方を取っている。これに対して、EU は、消費者の商品選択の視点から、GMO を 0.9%以上含む製品の全てに表示を義務づけている（Jostling ら（2004）及び Fortin 2009）。米国では、GMO 食品への表示措置について、1990 年代の後半から 2000 年にかけて訴訟が起こされているが、いずれも、表示義務を課すべきとする原告の主張が却下されている（Fortin 2009）³⁴。すなわち、製造過程に関する情報について、製造者に情報の開示を求めることを正当化することは、単なる消費者の関心のみでは不十分であるという考え方が示されている。

他方、消費者への情報提供に関する考え方に関する最新の動向として、2011 年 11 月に公表された米国の食肉の原産国表示（通称「COOL」と呼ばれる。）に関する WTO パネルが見解を示している。このパネルに関する報告書（WTO 2011c）では、消費者への情報提供について、米国の GM 食品に対する取り扱いとは逆の考え方が示されている。このパネルは、総論としては、米国の当該表示措置を WTO 協定に不整合と認定しているが、消費者への情報提供については、TBT 協定 2.2 条との整合性の検討に際し、当該原産国表示による消費者への情報提供は、同条で規定されている「正当な目的」とであると認定している³⁵。また、正当な目的か否かの判断は、我々が生活している世界の社会的規範（social norm）に照らして評価されるべきであるとしている。

第 3 表は、筆者が、食品に関する表示の必要性の有無について、安全性に関する関係性及び消費者の関心の観点から整理したものである。

第 3 表 表示措置の必要性に関する整理

		消費者の関心の程度	
		低	高
安全 性 程 度 関 係	高	① —	③ SPS関連
	低	② 表示は不要	④ TBT関連

この表では、①～④までの 4 つの事象が存在するが、①のように安全性との関係性は高いが、消費者の関心は低いということは、普通、想定され得ない。また、②については、

消費者の関心が低いと表示は不要となる。このため、特に、③及び④について、表示措置の必要性の有無を検討することが必要となるが、上述の COOL における原産国の表示義務は、TBT 協定との整合性を問われており、④に該当すると考えられる。ここで、COOL パネルにおいて、WTO 協定上、表示義務が正当化されたということは、③については、当然、表示義務が正当化されてしかるべきという立論が成立するのではない。すなわち、EU のような予防原則の考え方を重視する社会においては、GM 食品は、食品の安全性に密接に関係しており、これに表示義務を課すことは、当然正当化されうると解すべきであろう。他方、米国では、すでに遺伝子組み換え技術は、消費者にすでに十分受け入れられており（Brizek ら 2011）、GM 食品は、②に該当すると考えるべきか。しかし、前述の経過を見れば、米国では、表示の義務化が GM 食品に対する誤認を招きかねないとの配慮が働いた上での意思決定であると考えるのが妥当であろう³⁶。

今回の COOL パネルにおける関係部分の認定結果を見る限り、リスク評価で安全性が確認されたものであっても、その事項についての消費者の関心が高ければ、適切な表示措置が実施されるべきであるという考え方が、国際社会の趨勢となりつつあることは否定できないであろう。

5. 結び

EU は、世界の中でも社会的に最も成熟、安定した先進地域であり、このため、一般大衆の食品安全に対する意識は高い。加えて、1990 年代に BSE 等の食品安全をめぐる問題が発生する一方で、米国等の農産物輸出国は、牛肉ホルモンや遺伝子組換え作物等に対する EU の措置は、隠れた（disguised）非関税措置であるとして批判を行い、これらの問題が国際的な貿易紛争に発展した。このような一連の諸問題に対応するため、EU は、2002 年の一般食品法の制定や EFSA の発足など法制度や体制を整備してきている。

しかし、本稿でも紹介したとおり、依然として、諸外国から国際貿易のルール上の問題を指摘されている制度や事案も残されており、今後とも、EU が、この分野でキー・プレイヤーとして位置づけられることは間違いないであろう。EU に劣らず国民の食品安全に対する意識が高い我が国としても、EU の SPS・TBT 措置に関する動向やそれに対する諸外国の反応については、引き続き注視していくことが重要であると思われる。

〔注〕

⁽¹⁾ Ansell 及び Vogel（2006）は、1990 年代にヨーロッパで発生した BSE 等の食品安全をめぐる一連の問題を契機とした食品規制の制度・体制の動向を主要各国ごとに記載している（フランス；第 6 章，英国；第 7 章，ドイツ；第 8 章，EU；第 10 章）。

⁽²⁾ 「EU をより民主的で透明性の高いものにするためには、直接選挙で選ばれた議会で構成される欧州議会の権限拡大が欠かせないという理由から、EU は基本条約改正の都度、欧州議会の権限の拡大を図ってきたが、リスボン条約では立法、予算および国際条約の承認における欧州議会の権限が大幅に強化されることになった。」（田中 2010）

⁽³⁾ リスボン条約は、1992 年にマーストリヒトで署名された欧州連合条約及び 1957 年にローマで署名された欧州委員会設立条約を改正する（後者の条約改正が TFEU に更新された）形で実施されている（WTO 2011a）。

⁽⁴⁾ 欧州議会及び EU 理事会は「通常立法手続き」による規則によって権限を行使し、また、欧州委員会が実施権限を行使できるように、事前に、加盟国による管理メカニズムに関する一般的な規則を決定することとされている（TFEU291 条 3）。

- (5) 立法法案の本質的ではない要素の補足または修正のための非立法法案を対象とする（TFEU290条1）。
- (6) SPS 措置の導入については、主として、「食品連鎖及び動物衛生に関する常設委員会」及び「植物衛生に関する常設委員会」の2つの法制委員会(regulatory committee)で審議が行われていた(WTO 2011a)。
- (7) これは、一般的に、動物起源食品が、微生物的な危害要因（細菌等）や化学的な危害要因（医薬品や抗生物質の残留等）を、非動物起源食品より多く含んでいるためであるとしている。
- (8) 遺伝子組換え製品(GMO)についてのEUレベルでの規制は、遺伝子組換え飼料及び食品については、規則1829/2003で、GMOの環境中への意図的放出については、指令2001/18/ECで、GMO及びGMO由来の食品及び飼料のトレーサビリティ及び表示については、規則1830/2003で、それぞれ規制されている(WTO 2011a)。
- (9) USTR (2010)によれば、2010年SPS貿易措置報告書の発刊以前は、1998年以降、3つのGM作物しか承認されていないとしている。他方、European Commission (2010)によれば、2003年の欧州委員会規則の施行後（すなわち2004年以降）、毎年2～6件の食品または飼料用のGM作物が承認されている。
- (10) 従来、加盟国が、法制化できるのは、GMOの使用についてのみで、栽培については法制化が認められていなかった。
- (11) 加盟国による禁止または規制の根拠は、環境・衛生に関するリスク評価以外のものとされている（すなわち、それ以外の理由であれば如何なる根拠も認められる）（EUのプレスリリース（European Union 2010））。さらに、この制度の下では、EUによって選択された人及び動物の衛生及び環境に関する保護の水準を、加盟国が修正することも認められないとされている。また、加盟国は、採択しようとする措置及びその理由を欧州委員会及び他の加盟国に、採択の1ヶ月前までに通報することを義務づけている(WTO 2011a)。
- (12) MON810については、1998年にEUでの栽培が認可されており、現在、認可の更新の途中で、アムフローラ馬鈴しょは、2010年3月にでん粉原料用品種で、その栽培と工業加工について認可されている。加工されたでん粉については、紙生産等の工業利用が意図されている。
- (13) その後、2003年に、GM作物由来食品については、この規則から外れ、別途欧州委員会規則1829/2003の下での規制が開始されている。
- (14) ただし、規則3条4及び5条により、申請しようとするノベル・フードについての詳細な情報を委員会に提供することによる、この手続からの逸脱も認められている。
- (15) この見直しのねらいは、安全で革新的な食品を迅速に輸入し、また、新食品や新食品生産技術の開発を促進するためとされている(EurActiv 2011)。
- (16) EUの調停規則(conciliation rules)によれば、本件の調停期限である3月30日までに、当該2機関の間で合意が整わない場合には、規制案は廃案となる(EurActiv 2011)。しかし、2011年8月現在、EUのホームページ上では、ノベル・フードについて、途上国の伝統食品についての特別待遇が掲載された2008年1月の改正案が掲載されている。
- (17) 最近の調査では、クローン動物由来食品を支持しているEU市民は、全体の15%に過ぎず、70%は、食品生産として利用することを推進することに反対している(EurActiv 2011)。
- (18) この欧州委員会の対応については、欧州議会の議員からは、調整機関として中立的でないとして不満が表明されている(EurActiv 2011)。
- (19) ペルーによって再び問題提起が行われ、コロンビア、ブラジル、チリ、中国、コスタリカ、インドネシア、メキシコ及びパラグアイがこれを支持している。
- (20) 牛の成長ホルモンは、以降に記載されている6つのものが知られている。そのうち、MGAは飼料添加物として供与されるが、残りの5つは、肥育用素牛の外耳の皮下に、ベレット（直径2ミリ、長さ3ミリ程度の大きさ）として注入されることによりに供与される(Johnson 及び Hanrahan 2010) 及び「牛成長ホルモンとは何か？」<http://www.rui.jp/ruinet.html?i=200&c=400&m=161706>。
- (21) 米国の肉牛の3分の2はホルモンが投与されていると考えられ、特に、（放牧ではなく）飼料で肥育されている肉牛の9割にホルモンが投与されていると見られる。
- (22) この他、EUの措置は、関連する国際基準（本件の場合は、FAO/WHOのコーデックスの基準）に基礎を置いていないとして、SPS協定不整合を指摘されている。すなわち、コーデックスでは、これらの6つのホルモンのうち、3つの天然ホルモンについては、最大残留許容量(MRL)を設定する必要はなく、また、3つの合成ホルモンのうち、ゼラノールとトレンボロンアセテートについては、MRLが、2μg/kg（牛の筋肉中）及び10μg/kg（牛の肝臓）と設定されている(WTO 1997)。
- (23) MOU合意前の高品質牛肉の関税割当の総量は、37,950トンで、これらは、アルゼンチン17,000トン、米国・カナダ11,500トン、豪州7,150トン及びウルグアイ2,300トンの4つの枠に対して国別に割り当てられている（欧州委員会規則1549/2006）。
- (24) Johnson (2010) p.3
- (25) USTR (2011a)によれば、ラクトバミンで処理された豚肉は、その科学的安全性の証明があるにも関わらず、EUの他、中国、台湾、タイなどで輸入禁止となっている。
- (26) Tawny port: 赤ぶどうを原料とし、樽の中で熟成させ、ゆっくりと酸化、蒸発させたポートワイン。熟成の結果、色は金褐色(gold-brown)を呈す。また、酸化させることにより、ナッツの香りがもたらされる。味は甘口もしくは中辛口で、デザート・ワインとして供される(Wikipedia “Port wine”)。
- (27) Ruby port: 最も安価で、粗放的に生産されるポートワイン。醸造後は、酸化による熟成を避け、その深い赤紫色(claret color)を維持するため、コンクリートまたはステンレス製のタンクに貯蔵される。目の細かい低温フィルターを通した後、瓶詰めされる。通常、熟成による味の向上はない(Wikipedia “Port wine”)。
- (28) 米国は、米国産ワインのEUへの輸出が貿易の障害とならないよう、2006年にEUと米国との間で二国間協定を締結し、協定発効期間中の3年間は、米国産ワインについては、上記の「伝統的用語」について、条件付きで規制の適用除外が認められていた。しかし、この二国間協定が失効した2009年3月以降、米国産ワインをEUに輸出する際に、これらの「伝統的用語」を表示することができなくなっている(USDA 2009)。

- ⁽²⁹⁾ 同実施規則の附属書 12 に、これを使用できる EU の加盟国名とともに記載されており、同実施規則第 32.2 条では、第 3 国は、附属書 12 で記載された「伝統的用語」以外の「伝統的用語」については、申請可能と規定されている。
- ⁽³⁰⁾ Jostling ら (2004) は、貿易に関係する食品規制措置を数量制限、技術的仕様及び情報的救済の 3 つに大別している。
- ⁽³¹⁾ 表示措置については、さらに、生産者または流通業者等に表示義務を課す「強制表示」と、表示については、当該業者の自由意思に委ねられる「任意表示」に分けられる。
- ⁽³²⁾ もちろん、WTO 協定上の義務について、十分な説明責任を果たす必要があることは言うまでもない。
- ⁽³³⁾ これらの文献のうち、特に、Sand (2006) は、「消費者が知る権利 (right to know)」と「消費者が知る必要性 (need to know)」という見地から、GM 食品への表示についての議論を展開している (Brizek ら 2011)。また、Jostling ら (2004) は、GMO の表示措置をめぐる米 EU 間での激しい議論の経過を紹介している。
- ⁽³⁴⁾ 成長ホルモン (rBST) が組み込まれた遺伝子組換え牛から生産される乳製品に対するバーモント州政府の表示措置に関する訴訟 (1996 年) 及び科学者や宗教関係者等が共同して遺伝子組換え食品に対する表示措置を求めた訴訟 (2000 年) が事例として紹介されている。
- ⁽³⁵⁾ 同条では、正当な目的を、「国家農安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止、人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全」とし、具体的に例示しているが、「消費者への情報提供」は明示されていない。
- ⁽³⁶⁾ Jostling ら (2004) は、Lynch 及び Vogel (2001) を引用しつつ、FDA が関係業界と協調しつつ業界に過度の負担をかけず、投資を促すような枠組みを構築したことについて指摘している。

〔引用文献〕

〔英語文献〕

- Ansell A. and D. Vogel (2009), “What’s the beef? The contested governance of European food safety”, MIT Press
- BfR-Press Office (2009), “Food safety almanac 2009”, Federal Institute for Risk Assessment, Berlin, www.bfr.bund.de
- Brizek, Michael G., N. Cameron and A. Woodle (2011), “Food cloning – ethical considerations for business organizations”, *Journal of Academic and Business Ethics*, Volume 3
<http://www.aabri.com/manuscripts/10494.pdf>
- Commission of the European Communities (2000), “Communication from the Commission on the precautionary principle”, COM(2000)1 final, 2.2.2000, Brussels
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2000:0001:FIN:EN:PDF>
- Council of the European Union (2011a), “Factsheet: Entry into force of new comitology rules”, 7070/11 PRESSE 42, 28 February, Brussels
http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/EN/genaff/119516.pdf
- Council of the European Union (2011b), “Conciliation on novel foods failed”, 8308/11, PRESSE 82, 29 March, Brussels http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/lsa/120351.pdf
- Drogue, S. and E. Gozlan (2009), “Are SPS-TBT regulations in the European Union discriminating agricultural trade from Africa? The case of live plants and cut flowers”, *International Journal of Business Research*, 9 (3): 70-91
- EPEC [European Policy Evaluation Consortium] (2011), “Evaluation of the EU legislative in the field of cultivation of GMOs under Directive 2001/18/EC and Regulation (EC) No 1829/2003, and the placing on the market of GMOs as or in products under Directive 2001/18/EC”

- http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/evaluation/docs/gmo_cultivation_report_en.pdf
- EurActiv (2011), “EU novel food regulation review at risk”, published: 18 March 2011, updated: 22 March 2011, <http://www.euractiv.com>
- European Commission (2004), “From farm to fork: Safe food for Europe’s consumers”, European Commission, Directorate-General for Press and Communication
- European Commission (2010), “Evaluation of the EU legislative framework in the field of GM food and feed: Framework Contract for evaluation and evaluation related services – Lot 3: Food Chain”
- http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/evaluation/docs/evaluation_gm_report_en.pdf
- European Commission (2011), “Report from the Commission to the European Parliament and the Council: on socio-economic implications of GMO cultivation on the basis of Member States contributions, as requested by the Conclusions of the Environment Council of December 2008”, COM(2011)214 final, 15.4.2011, Brussels
- European Communities (2005), “Report on animal by-products”
- European Union (2010) “Press releases: Questions and Answers on the EU’s new approach to the cultivation of GMOs”, MEMO/10/325, Brussels, 13 July 2010
- <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/10/325>
- Fortin, Neal D. (2009), “Biotechnology and genetically engineered organisms”, Chapter 9 in Neal D. Fortin, Food Regulation: Law, Science, Policy, and Practice, New Jersey: John Wiley & Sons, Inc.
- Grainger, A. (2008), “EU-Merucosur Trade Facilitation Study: A case study focusing on trade procedures as applicable to the EU import of beef and poultry products (products of animal origin)”, in Trade SIA EU-Mercosur Partners (2009), *Trade sustainability impact assessment (SIA) of the association agreement under negotiation between the European Community and Merucosur*, March 2009
- Jensen K. K. and P. Sandøe (2002), “Food safety and ethics: the interplay between science and values”, *Journal of Agricultural and Environmental Ethics* **15**: 245-253
- Johnson, R. and C. E. Hanrahan (2010), “The U.S. beef hormone dispute”, CRS Report for Congress, <http://www.nationalaglawcenter.org/assets/crs/R40449.pdf>
- Johnson, R. (2010), “U.S.-EU Poultry Dispute”, CRS Report for Congress, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/R40199.pdf>
- Jostling, T.E., D. Roberts and D. Orden (2004), “Food regulation and trade: Toward a safe and open global system”, Washington DC: Institute for International Economics.
- Lynch, D. and D. Vogel (2001), “The regulation of GMO in Europe and the United States: a case-study of contemporary European regulatory politics”, Council on Foreign Relations.
- <http://www.cfr.org/genetically-modified-organisms/regulation-gmos-europe-united-states-case-study-contemporary-european-regulatory-politics/p8688>
- Sand, P.H. (2006), “Labeling genetically modified food: the right to know”, *Review of European Community & International Environmental Law*, 15(2), 185-192
- Skogstad G. (2009), “Regulating food safety risks in the European Union: A comparative perspective”, In: A.

- Ansell and D. Vogel (2009), “What’s the beef? The contested governance of European food safety”, Chapter 9, MIT Press
- USDA (2009), “New EU wine labeling rules”, USDA Foreign Agricultural Service, Global Agricultural Information Network (GAIN) Report Number: E49061
<http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/NEW%20EU%20WINE%20LABELING%20RULE%20S%20Brussels%20USEU%20EU-27%208-31-2009.pdf>
- USTR (2010), “2010 report on sanitary and phytosanitary measures”
- USTR (2011a), “2011 report on sanitary and phytosanitary measures”
- USTR (2011b), “2011 report on technical barriers to trade”
- Vos, E. (2000), “EU food safety regulation in the aftermath of the BSE crisis”, *Journal of Consumer Policy* **23**: 227-255
- Wikipedia, “Novel food”
- WTO (1997), “EC Measures Concerning Meat and Meat Products (Hormones): Complaint by the United States: Report of the Panel”, WT/DS26/R/USA
- WTO (2009a), “Committee on Technical Barriers to Trade: Minutes of the meeting of 5-6 November 2008”, G/TBT/M/46 (23 January 2009)
- WTO (2009b), “Committee on Technical Barriers to Trade: Minutes of the meeting of 18-19 March 2009”, G/TBT/M/47 (5 June 2009)
- WTO (2009c), “Committee on Technical Barriers to Trade: Minutes of the meeting of 25-26 June 2009”, G/TBT/M/48 (29 September 2009)
- WTO (2009d), “European Communities – Certain measures affecting poultry meat and poultry meat products from the United States: Request for the establishment of a Panel by the United States”, WT/DS389/4 (12 October 2009)
- WTO (2009e), “Committee on Technical Barriers to Trade: Minutes of the meeting of 5-6 November 2009”, G/TBT/M/49 (22 December 2009)
- WTO (2010), “Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures: Summary of the meeting of 29-30 June 2010”, G/SPS/R/59 (23 August 2010)
- WTO (2011a), “Trade Policy Review: Report by the Secretariat: European Union”, WT/TPR/S/248 (1 June 2011)
- WTO (2011b), “Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures: Summary of the meeting of 30 June – 1 July 2011”, G/SPS/R/63 (12 September 2011)”
- WTO (2011c), “United States – Certain country of origin labeling (COOL) requirements: Reports of the Panel”, WT/DS384/R, WT/DS386/R

[日本語文献]

- 京極（田部）智子・藤岡 典夫（2010）「SPS協定の「科学」に関する規律の解釈適用：ホルモン牛肉紛争を中心に」
 農林水産政策研究 第17号：1-34

- 立川 雅司 (2005) 「欧州における遺伝子組換え政策の動向－英国および欧州委員会の動きを中心に－」 農林水産政策研究 第8号 : 53-81
- 田中 信世 (2010) 「EU のリスボン条約発効と今後の課題」 季刊 国際貿易と投資 Spring 2010/No.79 pp.51-63
<http://www.iti.or.jp/kan79/79tanakan.pdf>
- 樋口 修 (2008) 「EU の食品安全法制－輸入食品規制を中心として－」 国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2008.10 p.3 及び pp.51-71 http://www.ndl.go.jp/ip/data/publication/refer/200810_693/069303.pdf
- 福本 一夫 (2009) 「リスク評価とリスク管理の問題，とくに政治の関与～アクトパミンの事例」，メディア意見交換レポート「動物薬 塩酸ラクトパミンの事例から」（2009 年 8 月 7 日 於ベルサール八重洲）
<http://www.life-bio.or.jp/topics/topics382.html>
- 藤岡 典夫 (2007) 「食品安全性をめぐる WTO 通商紛争 ホルモン牛肉事件から GMO 事件まで」（社）農山漁村文化協会